

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和15年12月31日まで)

秋 本 交 企 第 8 0 号
令 和 5 年 3 月 2 4 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

安全運転管理者制度運用要領の一部改正について（例規）

安全運転管理者制度については、「安全運転管理者制度運用要領の制定について（例規）」（平成30年3月19日付け秋本交企第65号。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、所要の整備を行い、令和5年4月1日から、別添「安全運転管理者制度運用要領」のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、3月31日をもって廃止する。

この担当 交通企画課安全教育係（☎5032・5033）

別添

安全運転管理者制度運用要領

第1 目的

この要領は、安全運転管理者制度の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 届出受理要領

1 安全運転管理者等の選任及び解任の届出

自動車の使用者又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の規定による自動車運転代行業者（以下「自動車の使用者等」という。）は、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任及び解任したときは、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）に対して、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）第11条の2に規定する届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）を提出するものとする。

2 届出書等の処理

(1) 受理時の措置

警察署長は、届出書等に不備がないと認めるときは、安全運転管理者等受理簿（様式第1号）及び安全運転管理者選任事業所台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）に必要事項を記載し、届出書等を交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）に送付するものとする。

(2) 受理状況の管理

届出書等の送付を受けた交通企画課長は、安全運転管理者等管理簿（様式第3号）に必要事項を記載して、受理状況を管理するものとする。

3 公安委員会の認定

(1) 申請

警察署長は、自動車の使用者等から道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第9条の9の規定による公安委員会の認定に関する申請を受理したときは、届出書等をもってこれに充てるものとする。この場合、届出書等を認定の申請に伴う書類（以下「認定申請書類」という。）として取り扱うこととする。

(2) 審査及び認定

認定申請書類の送付を受けた交通企画課長は、安全運転管理者等に求められる自動車の運転の管理に関する経験等の要件を備えているかを審査し、認定した場合は、当該申請者に対し、安全運転管理者等認定通知書（様式第4号）により、警察署長を経由して交付するものとする。

4 届出事項の変更

警察署長は、自動車の使用者等から、規則第9条の12に規定する届出事項に変更があった旨の申出を受けたときは、届出書等の提出により届出を受理した上で変更の手続を行うものとする。

第3 違反等に対する措置

1 認知時の速報

警察署長は、安全運転管理者等による次の事案を認知したときは、その事実について、速やかに交通企画課長に報告するものとする。

(1) 安全運転管理者等の義務違反

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条第1項の規定に違反した場合は、安全運転管理者等の義務違反発見報告書（様式第5号）により報告するものとする。

(2) 認定要件を欠く行為

規則第9条の9第1項第2号イ又はロに規定する要件を欠く行為があった場合は、要件を欠く安全運転管理者等の発見報告書（様式第6号）により報告するものとする。

2 安全運転管理者等選任事業所に対する交通安全診断

(1) 実施内容

警察署長は、安全運転管理者等を選任している事業所（以下「選任事業所」という。）が次に該当する交通事故又は違反を発生させたときは、発生した時点からおおむね1か月以内に交通安全診断を実施し、安全運転管理上必要な事項を指導するものとする。

なお、実施要領は、別に定めるものとする。

(2) 実施対象

ア 従業員が死亡事故等の重大な交通事故を起こした場合

イ 従業員が飲酒運転をした場合

ウ 従業員が無免許若しくは無資格運転をした場合

エ 従業員がひき逃げ事件を起こした場合

オ その他、交通企画課長若しくは警察署長が必要と認めた場合

3 安全運転管理者等の解任命令

交通企画課長は、法第74条の3第6項の規定に基づき、安全運転管理者等の解任を命じるときは、細則第11条の3に規定する解任命令書を交付して行うものとする。

4 自動車の使用者に対する是正措置命令

交通企画課長は、法第74条の3第8項の規定に基づき、自動車の使用者に対して、自動車の安全運転を確保するために必要な措置をとるよう命じるときは、細則第11条の4に規定する是正措置命令書を交付して行うものとする。

第4 安全運転管理者等講習

1 講習の実施

法第108条の2第1項に規定する講習は、年度毎におおむね1回以上行うものとし、交通企画課長が日時、場所等を定めた講習実施計画を作成し、これに基づき行うものとする。

2 講習場所の選定

講習の場所は、受講者の利便性を考慮し、原則、警察署単位で講習に適した施設で行うものとする。

3 講習の通知

警察署長は、選任事業所に対し、講習日のおおむね1か月前に講習実施に関する通知を行うものとする。

4 講習修了後の措置

交通企画課長は、講習が修了したときに、受講者に対して、細則第16条第2項に規定する受講証明書を交付するものとする。

5 講習の未受講者に対する措置

警察署長は、安全運転管理者等が講習を受講しなかった場合は、自動車の使用者等に直接面談するなどの方法により、適正な安全運転管理について指導すること。

様式第 4 号

年 月 日

届出者（使用者、代理人）
住所

名称または氏名

殿

秋 田 県 公 安 委 員 会

安全運転管理者等認定通知書

年 月 日付けで認定申請（届出）のあった下記の者を道路交通法施行規則第 9 条の 9 の規定により安全運転管理者（副安全運転管理者）として認定したので通知します。

記

安全運転管理者等

氏 名

生年月日 年 月 日生

様式第5号

分類コード	D - 1 - 3 - 1 - 03
保存期間	1年(年 月 日まで)

第 号
年 月 日

秋田県公安委員会 殿
(秋田県警察本部長)

警 察 署 長

安全運転管理者等の義務違反発見報告書

義務違反の 安全運転管理者等	住 所	
	氏 名	年 月 日生
	選任された 年 月 日	
自動車の使用者等	住 所	
	名 称 使 用 者 等	
義務違反の状況		

※ 道路交通法第74条及び第75条の規定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用する。

様式第6号

分類コード	D - 1 - 3 - 1 - 03
保存期間	1年(年 月 日まで)

第 号
年 月 日

秋田県公安委員会 殿
(秋田県警察本部長)

警 察 署 長

要件を欠く安全運転管理者等の発見報告書

要件を欠く 安全運転管理者等	住 所	
	氏 名	年 月 日生
	選任された 年 月 日	
自動車の使用者等	住 所	
	名 称 使 用 者 等	
要件を欠くと 認められた理由		

※ 道路交通法第74条の3第6項の規定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用する。